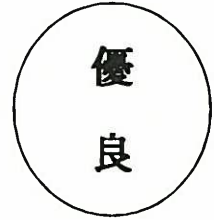




許可番号 00220097860

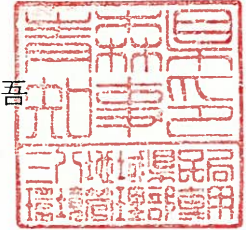
産業廃棄物処分業許可証



青森県十和田市大字伝法寺字金目4番地9
クリーン環境開発株式会社
代表取締役 丸井 理成

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

青森県知事 三村 申 吾



許可の年月日 平成29年12月17日

許可の有効年月日 平成36年12月16日

1. 事業の範囲

事業の区分		取り扱う産業廃棄物の種類
中間処理	破砕	廃プラスチック類 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずがれき類
	破砕(分別)	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(廃石膏ボードに限る。)
	造粒固化	汚泥(無機性に限る。)

これらのうち、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類の	設置場所	処理能力	設置年月日
			許可年月日
			許可番号
がれき類の破砕施設(移動式)	青森市及び八戸市を除く県内一円(ただし、騒音規制法に基づく指定地域外及び第四種区域では敷地境界から22m以上離れた排出現場、第三種区域では敷地境界から36m以上離れた排出現場並びに駐機場に限る。) 駐機場:青森県十和田市大字相坂字上鴨入122番1	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずがれき類 800t/日 (100t/時 8時間稼動)	平成28年4月5日
			平成28年3月25日
			27-8の2-5
廃石膏ボードの破砕(分別)施設 [GC-200H]	青森県十和田市大字伝法寺字金目4番9	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(廃石膏ボードに限る。) 16t/日 (2t/時 8時間稼動)	平成19年9月3日
			—
			—
汚泥の造粒固化施設(移動式) [ペレック]	青森市及び八戸市を除く県内一円 駐機場:青森県十和田市大字伝法寺字金目4番11	汚泥(無機性に限る。) 120t/日 (15t/時 8時間稼動)	平成17年11月25日
			—
			—
廃プラスチック類の破砕施設	青森県十和田市大字伝法寺字金目4番9、5番、6番	廃プラスチック類 3.2t/日 (400kg/時 8時間稼動)	平成22年1月10日
			—
			—

(裏面に続く)

(裏面)

施設の種類	設置場所	処理能力	設置年月日
			許可年月日
			許可番号
汚泥の造粒固化施設 (移動式) 〔SR2000G〕	青森市及び八戸市を除く 県内一円 駐機場:青森県十和田市大 字伝法寺字金目4番11	汚泥 (無機性に限る。) 1,360m ³ /日 (170m ³ /時 8時間稼動)	平成23年4月28日
			—
			—

3. 許可の条件
無し

4. 許可の更新又は変更の状況

平成14年12月17日 新規許可
平成17年10月28日 書換え
平成17年12月21日 変更許可
平成18年8月4日 書換え
平成18年10月1日 書換え
平成19年9月28日 変更許可
平成19年10月16日 書換え
平成19年12月17日 更新許可
平成22年3月31日 変更許可
平成23年4月4日 書換え
平成23年5月12日 書換え
平成23年11月18日 書換え
平成25年1月7日 更新許可
平成28年5月17日 書換え
平成29年1月1日 事業の用に供する施設から八戸市内の業に係るものを削除
平成29年12月17日 更新許可及び優良認定
平成31年1月31日 造粒固化施設〔ペレック〕の設置場所を「青森市及び八戸市を除く
県内一円 (ただし、排出現場又は駐機場に限る。) 駐機場:青森県十和
田市大字伝法寺字金目4番9、5番、6番」から「青森市及び八戸市を除く
県内一円 駐機場:青森県十和田市大字伝法寺字金目4番11」に、造粒
固化施設〔SR2000G〕の設置場所を「青森市及び八戸市を除く県内一
円 (ただし、排出現場又は駐機場に限る。) 駐機場:青森県十和田市大
字伝法寺字金目4番9」から「青森市及び八戸市を除く県内一円 駐機
場:青森県十和田市大字伝法寺字金目4番11」に変更し、書換え

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無し

(以下余白)